

令和2年度 地方創生関係交付金事業一覧表

資料2

	補助事業	事業名	計画期間
1	地方創生推進交付金事業	飛び地自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者のすべてが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業	2020年3月30日から 2025年3月31日まで
2	地方創生推進交付金事業	誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくり実践事業	2020年3月30日から 2021年3月31日まで
3	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	飯塚市まち・ひと・しごと創生推進計画	2020年3月31日から 2025年3月31日まで

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

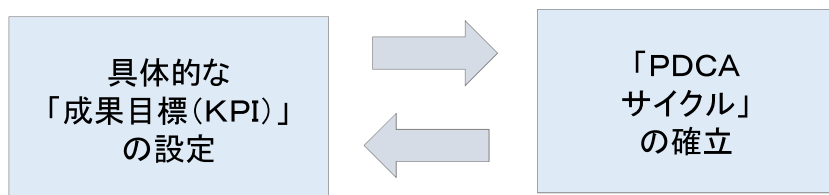
令和2年度予算概算決定額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

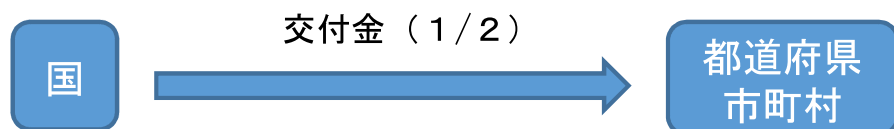
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

飛び地型自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業

全体概要	<p>SWC首長研究会加盟（※）の大阪府高石市、奈良県田原本町、鳥取県 湯梨浜町の1市2町と「飛び地型自治体連携」し、各事業を実施</p> <p>※SWC首長研究会 2009年に9自治体で発足。現在100以上の自治体の首長が参加。超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会問題に対し、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル「SmartWellnessCity」の構築を目指す。</p>
背景 (課題)	<p>4市町ともに人口減少と高齢化の進展し、労働者がさらに減少する。また、後継者不足による地場産業の衰退の歯止めをかけるためにも、高齢になっても生涯現役で働き続けられ、健康状態を維持する仕組みを各自治体は構築する必要がある。</p>
目指す 将来像	<p>我が国において人生100年時代を目前に控えた現在、「若・壮年世代だけではなく80～90歳代までシームレスに各世代において生きがいをもった生活を送り続けられ、自然と健幸になれるハードとソフトが完備しているまち＝健幸都市」と定める。事業を通して医療・介護にまつわる多様な課題を解決できる具体的な社会技術を開発し、その展開によって、多数の住民が100歳まで地域で役割を持って生活できるようにすることにより、各市町が抱える健康課題の改善、それに伴う社会保障制度の維持、またヘルスケア関連消費や生きがい関連消費の増大による地域経済活性化への貢献など、好循環を作ることを企図する。</p>

飛び地型自治体連携による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業

ヘルスケアプロジェクト

地方創生推進交付金活用事業

～飛び地型自治体連携(大阪府高石市・福岡県飯塚市・奈良県田原本町・鳥取県湯梨浜町)による若者から90歳代の後期高齢者の全てが生きがいを持って過ごせるための健幸まちづくり事業～

事業概要

SWC首長研究会(※1)に加盟する4市町で連携し、国の地方創生推進交付金(交付率1/2)を活用し、ボランティア活動を参加条件とした社会参画型大規模健幸ポイント事業を実施するもの。

将来的にはSIB(ソーシャルインパクトボンド)による成果連動型契約導入による自立化を目指す。

【主な事業】

○ICT活用の大規模健幸ポイント事業

- ・スマートフォンアプリや活動量計によるデータを活用した健幸ポイント事業
- ・健幸アンバサダー(情報を発信するインフルエンサー)の養成

○健幸リビング・ラボ事業

4市町が連携し広域展開することによる付加価値向上と利用の有料化
7,000人規模の多様な層のデータ収集とその分析

○4市町交流サミット事業

サミットの開催などによる機運の醸成とスポーツツーリズムへの深化

第3期 SIB ICT健幸プラットフォーム(23.3万人規模)

規模：23.3万人

・飯塚市(12.9万人)

・高石市(5.6万人)

・田原本町(3.2万人)

・湯梨浜町(1.6万人)】

参加者数：1年目5千人→5年目1万人

5年目到達指標：医療費・介護費12億円抑制

4市町及び民間事業者(※2)との連携により期待できる効果

- 筑波大学・(株)つくばウェルネスリサーチが保有している医療費・介護給付費の抑制効果データベースの活用が期待できる。
- 自治体連携によるスケールメリットを活かした安価なサービス提供と中間コスト抑制による自治体規模に左右されないSIBの活用が期待できる。
- 自治体間での成果・課題の共有によるKPI達成に向けた効果的な施策の横展開が期待できる。

※1 SWC(スマートウェルネスシティ)首長研究会

2009年に9自治体の首長で発足。現在103自治体が参加(会長：新潟県見附市市長 久住時男、事務局長：筑波大学大学院教授 久野譜也)超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会課題に対し、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル『Smart Wellness City』の構築を目指す。本市の「健幸都市」のモデルとなるもの。

※2 合同会社 健幸都市 InovationCompany3 (株)タニタヘルスリンクと(株)つくばウェルネスリサーチとの合同会社

誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくり実践事業

背景 (課題)	人口減少、高齢化が進み日常生活に必要な機能・サービスが低下している中山間・過疎地域においては、買い物、福祉、交通手段などの機能・サービスを基幹集落に集め、確保する「小さな拠点の形成」が求められている。
目指す 将来像	「誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを産み育て、長く元気に暮らしていくことができる地域社会づくりを目指すこと」

各事業	事業概要	具体的な事業内容
①買物対策支援事業	公共交通機関の減便等により、買物等に困窮されている住民の交通手段を確保するため、各地区のまちづくり協議会が計画・運営を実施している事業への補助金を交付。	各まちづくり協議会による事業運営（ワゴン所有のタクシー業者と運行業務を委託し、買物ワゴンを市内7地区（※）で運行）
②まちづくり協議会補助金	市内12地区のまちづくり協議会への補助金（各まちづくり協議会が計画し運営する補助事業「まちづくり計画」に基づいた自主的な地域課題への解決への取組みに対する支援のため、補助金を交付。	まちづくり計画に基づく事業、活動の実施を支援する。
③協働のまちづくり応援補助事業	自治会、まちづくり協議会、地域活動団体及び市民活動団体が自発的かつ主体的に実施する健康福祉、子育て支援、社会教育、スポーツ、文化芸術、人材育成、防災、防犯、交通安全対策、環境保全、災害救援、人権擁護、国際協力等の事業に要する経費について、市民活動の活性化並びに市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実をはかることを目的として補助金を交付。	市民活動の活発化並びに市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実をはかる。
④市民総合賠償保健事業	市民総合賠償補償保険料 （支払先：全国市長会市民総合賠償補償保険）	市が所有する施設や市が行う業務に起因する損害に対し、損害賠償保険による賠償金等により、早急な被害者への救済を行うもの。

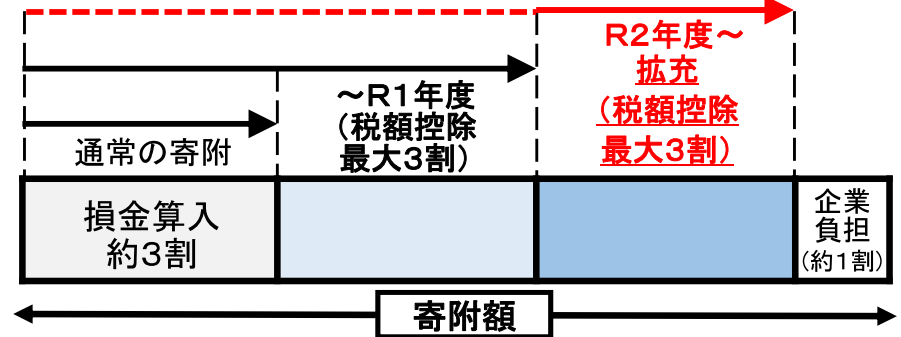
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

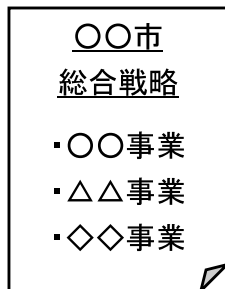


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

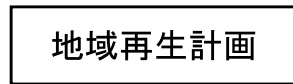
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,185市町村(令和3年度第2回認定後)